

厚生労働大臣の定める掲示事項

1.当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2.入院基本料について

一般病棟では、急性期一般入院料（日勤、夜勤あわせて）入院患者10人に対して1人以上の看護職員を配置しております。
なお、時間帯ごとの配置は次の通りです。

- ・朝8時45分～夕方17時15分まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は5.5人以内
- ・夕方17時～朝9時まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は11人以内

3.入院診療計画書、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。

また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策¹⁾、医療安全管理体制²⁾、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化³⁾の基準を満たしております。

4.明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成30年4月1日より、明細書を無料で発行することといたしました。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

5.当院は関東厚生局長に以下の届出を行っております

1) 入院時食事療養費（I）を算定すべき食事療養の基準に係る届出

当院は入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時適温で提供しております。提供時間の目安は、朝食8：00／昼食12：00／夕食18：00です。

区分		[令和7年4月1日以降] 1食あたりの負担額（非課税）
一般		510円
指定難病・小児慢性特定疾病の患者		300円
低所得者Ⅱ	1年間の入院日数が90日目まで	240円
	1年間の入院日数が91日目以降	190円
低所得者Ⅰ		110円

2) 基本診療料の施設基準等に係る届出 別表1 ご参照ください。

3) 特掲診療料の施設基準等に係る届出 別表2 ご参照ください。

6.保険外負担に関する事項

当院では、個室使用料、証明書・診断書などにつきまして、その利用日数に応じた実費のご負担をお願いしております。なお、衛生材料等の治療（看護）行為およびそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用徴収は、一切行っておりません。

1) 特別療養環境の提供

室料差額ベッドは24時を区切りとして1日単位での料金計算です。（例：1泊2日の場合は2日分）

特別の療養環境の提供に係る基準に関する事項に準じた設備です。

区分	使用料(税込 円/日)	病床数	部屋番号
個室	13,200円	1床	318号室
個室	11,000円	2床	302号室、303号室
個室	8,800円	5床	313号室、315号室、316号室、317号室、320号室
個室	5,500円	1床	312号室

2) 診断書・証明書料等（1通/税込）

下記に掲げている項目は保険診療対象外のため実費にてご負担いただいております。

一覧に記載されていない項目については、ご説明の上実費にてご負担いただきます。

一般診断書		3,300	就労許可証	3,300
英文一般診断書		5,500	年金保険診断書（国民・厚生）	7,700
入院手術証明書（生命保険会社等）		7,700	老人施設入所用診断書（文書料のみ）	3,300
通院手術証明書（生命保険会社等）		7,700	臨床調査個人票	3,300
通院証明書（生命保険会社等）		3,300	おむつ使用証明書	1,100
入院証明書		7,700	医療費領収証明書	1,100
死亡証明書		7,700	症状照会回答書（保険会社）	5,500
身体障害者診断書・意見書 （15条ぼうこう・直腸機能障害）	新規	7,700	自賠責保険診断書	6,600
	更新	5,500	自賠責保険明細書（毎月）	5,500
死亡診断書	1通目	7,700	警察用診断書	3,300
	2通目以降	5,500	自賠責後遺障害診断書	11,000
受診状況等証明書		3,300	書類送付代	600

3) 療養の給付と直接関係ないサービス等費用の徴収

以下の項目について使用量、利用回数に応じた実費負担（税込価格）をお願いしています。

予防接種（1回につき）		その他備品等	
麻疹・風しん（MR）予防接種	9,900	イヤホン（1組）	110
おたふく	6,600	ティッシュ（1組）	110
水痘	7,150	シャンプー（1組）	110
带状疱疹（シングリックス）	23,000	せっけん（1組）	110
破傷風	（初回）4,950	ストロー（10本入）	110
	（2回目以降）4,070	食事用エプロン（5枚入）	110
B型肝炎（ビームゲン）	5,500	歯ブラシ（1組）	110
日本脳炎（ジェービック）	6,000	歯磨き粉（1組）	110
23価肺炎球菌（ニューモバックス）	7,150	髭剃り（1組）	110
13価肺炎球菌（プレベナー13）	11,000	スポンジブラシ（1組）	110
カルテ開示（診療記録等の開示）		マスク（1袋）	110
カルテ開示手数料 1回につき	5,500	おむつ S~L サイズ別（1枚）	77~99
画像情報 謄写料 CD-R	2,200	おむつパンツタイプ M/L サイズ別(1枚)	77~82
診療録等 謄写料（白黒）	11	尿取りパッド（1枚）	33
診療録等 謄写料（カラー）	38	診察券（再発行）	165

貸出品	
松葉杖（保証金）	5,000

※松葉杖は返却時に全額ご返金致します。（預り証と引き換えになります）

7.その他

1) 医療情報取得加算・医療DX推進体制整備加算について

当院では、オンライン資格確認を行う体制を有しており、患者さんがオンライン資格確認利用時に、薬剤情報や特定健診情報の取得・活用にご同意いただけた場合に、その情報を取得・活用できる診療体制を整えております。また、電子処方箋および診療情報共有サービスの導入により、質の高い医療の提供に努めてまいります。

2) 情報通信機器を用いた診療について

当院では、情報通信機器を用いた診療を行っております（調整中）。初診の場合、向精神薬など一部薬剤が投薬できない場合がありますのでご了承ください

3) 当院では医療従事者等の負担軽減のために取組みを行っています

- ・平均超過勤務時間の短縮・地域医療連携の推進
- ・医師とコメディカルの役割分担推進

4) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）ならびに一般名処方について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに、後発医薬品のある医薬品については一般名処方（特定の医薬品を指定するのではなく、医薬品の有効成分名で処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方を行うことで、医薬品の供給不足等が発生した場合にも、患者さんに必要な医薬品の供給がしやすくなります。その他にも、医薬品の処方変更等に関して、適切な対応ができる体制を整備して、医薬品の安定供給に向けた取組を実施しています。なお、状況によっては、患者さんへ処方する薬剤が変更となる可能性があります。ご不明点などは医師・薬剤師へご相談ください。

5) 生活習慣病治療管理料

当院では患者さんの状態に応じ、28日以上長期処方・リフィル処方せんの発行いずれの対応も可能です（対応可能かは病状に応じて担当医が判断いたします）。

6) かかりつけ医機能のご案内

当院は、地域のかかりつけ医として、健康診断の結果等の健康管理に係る相談、保健・福祉サービスに関する相談、夜間・休日の問い合わせへの対応及び必要に応じて、専門医や専門医療機関への紹介を行っております。また、医療機能情報提供制度を利用して、かかりつけ医機能を有する医療機関が検索できます。

7) 栄養サポートチームによる診療について

当院では医師、看護師、管理栄養士、薬剤師等の多職種で構成された栄養サポートチームが定期的にカンファレンス・回診を行い、栄養状態に問題がある患者さんや栄養障害になる可能性がある患者さんに対して適切な栄養管理サポートを行います。

8) 入退院支援について

当院では、患者さんが安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、施設間の連携を推進し退院の支援を実施しております。

9) 患者さんの相談窓口について

当院では、患者さんからのあらゆる相談に幅広く対応するための医療相談窓口を設置しております。地域連携室担当がお話をお伺いし、院内の各部署や院外の医療・介護関係者と連絡を取り合い、問題解決に向けて対応させていただきます。ご相談は、患者さん、ご家族等となたでも無料で相談可能です。また相談されたことにより不利益を受けることはなく、プライバシーの保護を遵守します。

10) 患者さんの権利と義務

[患者さんの権利と義務](#)

11) 医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術の施設基準に係る掲示

[手術の施設基準に係る掲示](#)